

食品安全委員会第683回会合議事録

1. 日時 平成30年2月6日（火） 14：00～14：33

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 企画等専門調査会における審議結果について

- ・平成29年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
- ・平成30年度食品安全委員会運営計画について
- ・平成29年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果及び平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・プリオン「英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓」に係る食品健康影響評価について

(3) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山添委員、吉田委員、山本委員、石井委員、堀口委員、村田委員

(事務局)

川島事務局長、小平事務局次長、松原総務課長、吉田評価第一課長、
吉岡評価第二課長、箆島情報・勸告広報課長、池田評価情報分析官、
渡辺リスクコミュニケーション官、橘評価調整官

5. 配付資料

資料1-1 企画等専門調査会における審議結果について

資料1-2 平成29年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補に関する企画等専門調査会における審議結果について

資料1-3 平成30年度食品安全委員会運営計画（案）

資料1-4 平成29年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書

資料1-5 平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）

資料2 英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影

響評価に関する審議結果について

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第683回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第683回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○松原総務課長 本日の資料は6点ございます。

資料1-1が「企画等専門調査会における審議結果について」、資料1-2が「平成29年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補に関する企画等専門調査会における審議結果について」、資料1-3が「平成30年度食品安全委員会運営計画（案）」、資料1-4が「平成29年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書」、資料1-5が「平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）」、資料2が「英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○松原総務課長 事務局において、平成29年1月10日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 企画等専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「企画等専門調査会における審議結果について」です。

本年1月29日に行われました第23回「企画等専門調査会」における審議の結果、①平成29年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定、②平成30年度食品安全委員会運営計画、③平成29年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果及び平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について、資料1-2から資料1-5までのとおり委員会に報告することを決定していただきました。

それでは、詳細について、順次、事務局から説明をお願いいたします。

○松原総務課長 まず、食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補に関する企画等専門調査会における審議結果についてでございます。

食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価については、専門委員、外部募集等を通じて提案いただいた3件の案件を企画等専門調査会において昨年11月29日及び本年1月29日の2回にわたり御審議いただきました。その結果が資料1-2の1ページに掲げられています。詳細は2ページ以降の横長の表において掲げられてございます。

1番目は残留ネオマイシンの摂食による過敏症誘発リスクについてで、2ページ目の「(5)要請内容」に掲げられているとおり、ネオマイシンとアミノグリコシド系抗生物質は家畜の細菌感染症に汎用されているが、残留物質の摂取による過敏症についての懸念があるなどとして提案されたものでございます。

企画等専門調査会においては、1ページ目に掲げられたとおり、動物用医薬品専門調査会において調査審議が行われており、本件についてリスク評価等を行うべきものとは言えないなどとされたところでございます。

2番目はウエルシュ菌についてで、3ページ目の「(5)要請内容」に掲げられているとおり、最近、カレーが危険である旨の報道が多く見られるようになり、原因等を国民に知らせる必要があるなどとして提案されたものでございます。

企画等専門調査会においては、1ページ目に掲げられたとおり、既にファクトシートが作成されており、これを踏まえつつ積極的に情報提供を行うべきとされたところでございます。

3番目はアレルギー疾患患者における食品有害微生物のリスク評価についてで、最後のページの「(5)要請内容」に掲げられているとおり、免疫異常のある宿主における食中毒細菌感染のリスクについて検討されていないなどとして提案されたものです。

企画等専門調査会においては、1ページに掲げられたとおり、アレルギー疾患については、アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループにおいて調査審議が行われており、本件についてリスク評価等を行うべきものとは言えないとされたところでございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今、平成29年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について御説明いただきました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 3番目のアレルギー疾患患者における食品有害微生物のリスク評価ということで、アレルゲンのことをワーキンググループでやるのでしょうか、こういうこともその中に取り込んでやろうというお話なののでしょうか。それとも、これは技術的にちょっとできそうもないからやらないという、どちらになるのでしょうか。

○松原総務課長 ワーキンググループにおいては、評価ガイドラインの策定等を検討することとされているところでございますので、本件のような案件を取り上げる予定ではないのではないかと理解しております。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

他にどなたか御質問あるいは御意見がありましたら伺いたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、企画等専門調査会の審議結果のとおり、本年度のいわゆる自ら評価の対象案件はありませんが、ウエルシュ菌については積極的に情報提供を行うということでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、平成30年度食品安全委員会運営計画について説明をお願いいたします。

○松原総務課長 資料1-3でございます。16ページから新旧対照表が掲げられてございまして、その右欄が平成30年度の運営計画案でございます。この欄に沿って、平成29年度の運営計画と異なる点を中心に御説明申し上げます。

16ページの第1「(2)重点事項」のうち、最初の食品健康影響評価の着実な実施については、食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度の導入等を含む食品衛生法の改正等を踏まえるとともに、構造活性相関について、平成29年6月30日に評価技術企画ワーキンググループにおいて取りまとめが行われたことから、これに基づきリスク評価への活用を検討する旨等を掲げてございます。

また、③研究・調査事業については、委員会において平成22年12月16日に決定され、平

成27年3月31日に改正が行われた「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」いわゆるロードマップ等を踏まえ、評価方法の企画等多様な目的に活用する旨を明確化してございます。

17ページ、④海外への情報発信等については、委員会活動の周知や委員会の機能強化のみならず、国際社会への貢献という観点も掲げてございます。

「第2 委員会の運営全般」については、引き続き、着実に委員会、専門調査会等を開催するなどしてまいります。

18ページ、第3の「2 評価ガイドライン等の策定」については、これまで作成した評価書を迅速に参照できる仕組みを導入することとしています。また、アレルギーを含む食品について、研究事業で作成した評価ガイドラインのたたき台を基に、アレルギーを含む食品に関するワーキンググループにおいてガイドラインの検討を進めます。さらに、農薬の評価に係る評価ガイドラインの策定について検討を進めるとともに、ベンチマークドーズ法、食中毒原因微生物の定量評価に関する技術等について、リスク評価への活用方策の検討を進めます。

19ページ3「(2) 『自ら評価』の実施」のうち、アレルギー物質を含む食品については、先ほど申し上げたとおり評価ガイドラインの検討を進めます。また、卵及び乳に関して調査事業で収集等を行った知見を活用し、調査審議を開始いたします。さらに、麦類及びそば類に関して調査事業を実施いたします。

「(3) 『自ら評価』の結果の情報発信等」については、Facebookでの情報発信等を明確化してございます。

「第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視」については、実施状況の調査、食品の安全に関する意識等を把握するためのアンケート調査に関する見直しを行ったところをごさいますして、引き続き、着実な取組を図ります。

「第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進」についても、先ほど申し上げましたとおり、また、20ページに掲げられているとおり、いわゆるロードマップを踏まえ、着実な実施を図ってまいります。

21ページの第6の1「(1) ホームページ」についてでございますけれども、各専門調査会等を紹介するページを設けるとともに、児童あるいは教育関係者等向けのいわゆるキッズボックスの掲載頻度を増加させます。また、過去の掲載記事に関して整理等を行ってまいります。

「(2) Facebook」については、昨年、事務局において決定した運営規則を踏まえ、機動的対応が必要な健康被害に関する案件の発信、季節性のある注意喚起等をきめ細かく行ってまいります。また、必要に応じて記事の英訳を行ってまいります。

「(3) メールマガジン」については、委員会の活動状況を簡潔に掲げる「weekly版」、それから実生活に役立つ情報を解説する「読物版」の双方を発信いたします。

22ページの「(5) 冊子等の紙媒体」についてでございますけれども、季刊誌に代えて

委員会の1年間における取組を冊子に取りまとめます。また、パンフレットの改訂を行うとともに、先ほど申し上げましたキッズボックスの記事を印刷してまいります。

「(6) YouTube」については、講座の様子を記録した動画を掲げるとともに、その他の動画用コンテンツの作成に関する検討も行ってまいります。

「2 『食品の安全』に関する科学的な知識の普及啓発」については、引き続き、一般消費者を対象とした講座及び食品関連事業者や研究者等を対象とした講座の双方を開催いたします。特に過剰摂取に対する注意を要する成分等に関しては、情報の提供方法に関する工夫を行ってまいります。また、地方公共団体が意見交換会等を実施しやすい仕組みづくりなどにも努めてまいります。さらに、用語集に関して適宜見直しを行うとともに、教育関係者が活用できる教材の作成に着手いたします。

23ページ「(3) マスメディア、消費者団体等との連携」については、各団体の要望も踏まえ、講師の派遣等も行ってまいります。

「第7 緊急の事態への対処」については、次の議題においても御議論いただきますけれども、体制の整備及び訓練の実施を着実にを行うことにより、適切な対処に努めてまいります。

24ページ「第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」については、引き続き、所要の情報の収集等を着実に行ってまいります。

第9(1) 国際会議等については、現在のところ、ここに掲げられているような会議等へ委員等の派遣を行ってまいります。

(3) 海外の食品安全機関等とは、25ページに掲げられているとおり、デンマーク工科大学との文書の締結を検討するなどしてまいります。

説明については以上でございますけれども、本件については、本日の調査審議を踏まえた上、差し支えなければ、意見の募集を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今説明いただいた内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

堀口委員、どうぞ。

○堀口委員 質問をします。12ページの別紙2、自ら評価案件の選定スケジュールですが、前回の企画等専門調査会でいろいろ御議論があったと認識しています。7月の欄に○が2つあります。手段と対象とちょっとごちゃごちゃ書いてあるとあって、一般からの意見というのは対象が一般で、その手段がホームページ等というふうに解釈していて、2つ目の○は、専門調査会等からの意見で、ホームページ等により募集した一般からの意見、要望書等の整理と書いてあるのですけれども、事務局から色々な提案もあったと思います

ので、基本的には何から誰にというか、意見募集を実施して、事務局で整理をしますというのが7月に明確になっていけばよいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐藤委員長 これは事務局、いかがですか。

○松原総務課長 事務局による整理は、実は今のところ8月以降という欄に書いてございます。ただ、御質問の趣旨として、意見募集はホームページ等によるものだけが掲げられていて、その他の専門調査会等からの御意見が明示されていないので、そこについては均衡を失するような印象もありますので、見直させていただくことも考えたいと思います。

○佐藤委員長 堀口委員御指摘のように、若干、募集については議論があったように思いますので、それを反映した書き方にさせていただければと思います。

他にどなたか御意見、御質問等ございますでしょうか。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 今の自ら評価のところ、19ページに今年と来年度の実施の話が書いてあって、これ自体は全然問題ないのですが、お聞きしたかったのは、②、③は実施が終わったので削除、④は進んだので文言が変わっているのですが、全然関係ないところの①なのなのですが、これを見ると平成19年度決定と書いてあって、前のところとずっと同じで、状況はどうなっているのか、もし分かったら教えてもらえますでしょうか。

○佐藤委員長 これは評価第一課長の方から。

○吉田評価第一課長 ご指摘の鉛につきましては、19年度決定に基づいて調査しておりますけれども、さらに少し精査し、また、情報が足りなければ追加した上で、調査会あるいはワーキングでの検討にもうじきかけていこうと思っております。今、事務局の方でそこを整理させていただいている状況でございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。

○村田委員 はい。

○佐藤委員長 これは専門委員のころに私もかかわったので、幾つか思いがあるのですが、鉛の場合には結局、摂食量に持っていくのが結構難しかったのです。血中濃度での評価はできたと思うのですが、ただ、摂食量に持っていく必要があるのではない

かというような御意見をいただいて、それでとどまってしまった。結局、データそのものとしては鉛の血中濃度しかないのですけれども、影響の指標としては子供のIQということです。血中濃度との関連はかなりはっきりしているのですが、それを摂取量に戻すという計算することは、なかなかいい代謝モデルがなくてできなかったということでした。

ただ、考えてみますと、必ずしもTDIを出すだけが能ではないかと思っております、今、多分事務局の方で整理したり、調査事業で資料とかも集めていただいているかと思うのですけれども、そういうものが終われば、少し幅広い立場で評価したらいいのではないかと考えております。

他にどなたか御質問、御意見等ございますでしょうか。

私の方から1点あるのですが、16ページの下の方の「研究調査事業の活用」のところで、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」は22年12月16日委員会決定で、27年3月31日に最終改正となっているのですけれども、これはたしかロードマップで5年ごとに改正することになっている文書だと思うのです。とすると、最終というのは文言として余りふさわしくなくて、最新改正か、あるいは単に改正でよろしいのではないのでしょうか。

○松原総務課長 公用文上は一般的ではあるのですが、もしお分かりになりやすいということであれば、「改正」とさせていただきます。

○佐藤委員長 行政文書の用語なのかな。ちょっとその辺、改正で差し支えなければ改正の方がいいように思うのですけれども、御検討を。

○松原総務課長 御意見を参考に検討いたします。

○佐藤委員長 よろしく申し上げます。

他にどなたか御意見、御質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、本件については、細かい修正はございましたけれども、特に内容を修正することではございませんので、広く国民からの御意見を伺った上で最終決定を行いたいと思います。そういうことでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、本件について、意見の募集の手続に入ることといたします。

続きまして、平成29年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果及び平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について、説明をお願いいたします。

○松原総務課長 食品安全委員会では、緊急時対応訓練実施手順書に基づいて、毎年度、緊急時対応訓練を実施してございます。実施した訓練の結果については、企画等専門調査会で検証いただき、報告書として取りまとめていただくことになっています。また、前年度の訓練結果と併せて次年度の訓練計画案についても同専門調査会において審議いただいております。

資料1－4がその実施した訓練の結果に関する報告書でございます。具体的には2ページからでございます。訓練については、実務研修、確認訓練が行われているところでございます。「1 実務研修」のうち「(1) 緊急時対応手順研修」については、昨年4月6日に、本研修を過去に受講したことがない者を対象に、緊急時対応の枠組み等に関する説明等が行われてございます。

「(2) 情報発信研修」については、昨年10月16日に、係長級の職員のうち情報・勧告広報課に属している者及び本研修を過去に受講したことがない者を対象に、ホームページ等管理担当者が不在の時に緊急事態が発生した場合においても情報の提供を行えるよう、その方法について説明等が行われてございます。

「(3) メディア対応研修」のうち基礎講義については、3ページに掲げられており、昨年11月13日に委員及び事務局職員を対象に、産経新聞の方をお招きし、報道関係者の行動様式等に関する講義などを行っていただきました。また、実践研修のうち「A メール研修」については、昨年11月13日から20日にかけて事務局職員を対象に電子メールで課題を配信し、Facebook記事を作成させるなどいたしました。また「I 情報提供研修及びメール研修講評」については、昨年11月27日に委員及び事務局職員を対象に、4ページに掲げられており、その場においてブロックの組み立て方法に関する説明資料を作成するなどを行うとともに、「A メール研修」において作成した記事の講評を受けるなどいたしてございます。

「2 確認訓練」については、昨年12月21日に委員及び事務局職員並びに消費者庁、厚生労働省、農林水産省の関係者を対象に行われてございます。

5ページに掲げられており、危害因子を腸管出血性大腸菌O157、原因食品を冷凍生ソーセージ加工食品とするとともに、厚生労働省及び地方公共団体から五月雨式に発表が行われるという設定の下に行われ、研修の対象者は当初、設定の詳細を承知しないまま適切な対応に努めるというものでございました。

6ページの「II 訓練結果の検証」でございます。

1 「(1) 緊急時対応手順研修」については、アンケートによると、おおむね適当であるとの結果でございましたけれども、関係府省の動きについてもあらかじめ説明が行われるべきである旨の意見もございました。

「(2) 情報発信研修」については、同様に、おおむね適当であるとの結果でした。

「(3) メディア対応研修」については、同様に、おおむね適当であるとの結果で、特

に講師による講義は例年より食品の安全に直接関係する話題が多かったためか高評価である一方、リスク評価機関としての姿勢を明確化すべきである旨の意見もありました。

「ウ メール研修について」は、ARfDの設定について審議中である物質を取り上げたにもかかわらず、参加者のみならず、研修の企画者が十分認識していなかったのではないかと意見もございました。

7ページの「(4) 確認訓練」についてですが、事務局内の役割分担、ホームページ、Facebook等を通じた情報の提供はおおむね的確に実施されたと考えております。一方、反省会やアンケートによりますと、関係府省による役割分担の明確化が必要である、問合せ担当者まで情報が行き届いていないことがあった、当初からハザードの担当者も打合せに加えるべきであったなどの意見もございました。

「2 重点課題ごとの検証」のうち、8ページの(1) 組織能力の強化については、委員会における担当の役割が整理された、ホームページの掲載方法等に関する理解が深まった、リスク評価機関に求められる体制を強化する必要がある、政府全体における初動対応の流れや現時点における技術、知識の水準を確認できたことなどから、引き続き、訓練を実施することが望ましい旨などが掲げられてございます。

9ページ「(2) マニュアル等の実効性」については、意思決定等の効率化を図られるとともに、情報を共有するための体制の整備に役立った一方、リスク評価機関としての食品安全委員会が発信すべき情報及び役割分担について検討等を行うべきである旨などが掲げられてございます。

10ページ「Ⅲ まとめ」でございしますが、1においては、緊急時対応訓練について、体制を一層強化するため、平成29年度の訓練結果において明らかになった課題、特にリスク評価機関としての役割に即した情報発信力の強化に留意しつつ、今後とも実務研修と確認訓練の双方を体系的に実施する必要があるなどとされてございます。

2においては、講師からの助言内容、検証結果等から得られた改善点について整理しておき、マニュアル等の実効性を向上させていく必要があるなどとされてございます。

3においては、(1) に掲げられているとおり、引き続き、関係省庁と合同で訓練を行う必要がある旨、(2) に掲げられているとおり、リスク評価機関に求められる体制を更に強化する必要がある旨、(3) に掲げられているとおり、情報発信における発信内容を確認するためのルールや役割分担を検討して、マニュアルに反映させる必要がある旨が掲げられてございます。

資料1-5が、これを踏まえました平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画案でございします。来年度は、先ほどの御報告も踏まえ、「1 基本方針」の最後において、関係府省間における食品安全委員会としての役割分担を踏まえることを明確化してございします。

「2 重点課題」については、引き続き、組織力の強化、マニュアル等の実効性の向上を掲げてございします。

「3 本訓練計画の実施スケジュール」につきましても、引き続き、11月までに実務研修を実施するとともに、当該研修を踏まえて12月に確認訓練を実施することとさせていただきます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、平成29年度の訓練実施結果は、報告を受けたということにさせていただきます。平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画については、ここにある案のとおり決定するというところでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、この計画に従って訓練を実施してまいりたいと思います。また、訓練の実施結果については、企画等専門調査会において問題点あるいは改善点について検証を行うようをお願いしたいと思います。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

プリオン1案件に関する食品健康影響評価でありまして、本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○吉岡評価第二課長 資料2をお願いいたします。英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価です。

まず、2ページ、審議の経緯を御覧ください。本件は、昨年12月26日に第679回「食品安全委員会」に報告をした後、12月27日から本年1月25日までの間、国民からの意見・情報の募集をしたところです。

評価書の33ページをお願いいたします。ここから食品健康影響評価になります。上から3行目を御覧ください。この評価では、諮問内容のうち、「(1) 牛の肉及び内臓について」の「①の輸入月齢制限」及び「②のSRMの範囲」並びに「(2) めん羊及び山羊の肉並びに内臓について」に関する取りまとめを行っております。

飛びまして、36ページをお願いいたします。中ほどから「(4) 評価結果」がございます。まず「①牛の肉及び内臓について」です。「a. 輸入月齢制限」については、「輸入禁止」の場合と輸入月齢制限の規制閾値が「30か月齢」の場合とのリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できるとしております。

「b. SRMの範囲」については、「輸入禁止」の場合とSRMの範囲が日本と同じ場合とのリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できるとしております。

また、36ページ下から次のページにかけてでございますけれども、「②めん羊及び山羊の肉及び内臓について」は、37ページに行きまして、下のパラグラフのところ。「輸入禁止」から「SRMの範囲を、12か月齢超の頭部及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したものを輸入」とした場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できるとしております。

資料の最後のページを御覧ください。冒頭申し上げましたように、意見・情報の募集を行いました、期間中に意見・情報はございませんでした。

本評価書につきまして、よろしければ、本日付で厚生労働省に通知したいと考えております。

説明は以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、プリオン専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓については、月齢制限とSRMの範囲について、現行の「輸入禁止」等の措置とのリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できるということによろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(3) その他

○佐藤委員長 他に議事はありませんか。

○松原総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合については、来週 2 月 13 日火曜日 14 時から開催を予定しております。

また、7 日水曜日 10 時から「微生物・ウイルス専門調査会」が公開で、同じ日の 14 時から「農薬専門調査会評価第一部会」が非公開で、9 日金曜日 13 時半から「添加物専門調査会」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第 683 回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。